

2006年2月9日
(平成18年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 横山弘美

保健所庁舎の管理事務に係るコンピュータ処理について（答申）

2006年2月9日付けで諮問（第173号）された保健所庁舎の管理事務に係るコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第18条の規定によるコンピュータ処理をする必要があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本業務を執行するに当たりコンピュータ処理をする必要性は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

平成18年4月1日の保健所政令市移行に伴い、藤沢市情報セキュリティポリシーに定める物理的対策としての入退室管理にあわせて、衛生検査で使用する薬品類や検体等の適切な管理のため、閉所時間における保健所への出入り及び所内管理諸室への入退室管理を、職員IDカード等によりコンピュータ利用をする必要が生じたことから諮問に至ったものである。

(2) コンピュータ処理をする必要性について

保健所情報システム設置場所での職員番号及び入退室時刻情報は、入退室制御及び入退室の管理記録として使用し、効率的に情報セキュリティを高めるとともに、情報資産の外部への漏えいが発覚した場合に速やかに原因を特定し、被害の拡大を防ぐ必要から情報システムの設置場所の入退室記録をコンピュータにより保存及び管理する必要性がある。

また、閉所時間における庁舎入退室記録及び衛生検査機器・薬品・検体等のある検査諸室、更衣室や職員休憩室の入室記録についても、施設の安全管理の観点からコンピュータにより保存管理する必要性がある。

(3) コンピュータ利用による入退室管理を行う場所及び方法

① 更衣室及び職員休憩室

I Dカード読取り装置（電気錠連動型）を設置し、職員 I Dカードを読み取ることにより設置個所の電気錠の開錠を行い、入室管理を行う。

② 情報管理室及び衛生検査課、5階廊下扉

テンキーによる暗証番号を組み合わせた I Dカード読取り装置（テンキー併用型）を設置し、職員 I Dカードを読み取るとともに暗証番号を入力することにより設置個所の電気錠の開錠を行い、入室管理を行う。

なお、情報管理室内には同様に職員 I Dカード読取り装置（テンキー併用型）を設置し、退室管理も行う。

③ 中央監視室前

電気錠とは連動しない I Dカード読取り装置を設置し、職員 I Dカードを読み取ることにより、閉所時間における入退室記録管理を行う。

④ I Dカード読み取り装置の設置個数及び種類

- | | | |
|---|-------------|------------------|
| ア | 中央監視室前 1 F | 記録型 1 個（入・出） |
| イ | 更衣室（男女） 1 F | 電気錠連動型 2 個（入） |
| ウ | 職員休憩室 3 F | 電気錠連動型 1 個（入） |
| エ | 更衣室（男女） 4 F | 電気錠連動型 2 個（入） |
| オ | 情報管理室 4 F | テンキー併用型 2 個（入・出） |
| カ | 衛生検査室 5 F | テンキー併用型 1 個（入） |
| キ | 廊下扉（南北） 5 F | テンキー併用型 2 個（入） |

(4) 入退室管理におけるコンピュータ処理する個人情報等

① 個人情報

職員番号

② 付随情報

入退室時刻

(5) 実施時期

2006年4月1日

(6) データ管理について

データ管理については、保健所 1 階の中央管理室に設置する管理用パソコンで各 I Dカード読取り装置で読み取った情報の管理及び保存を行う。

(7) セキュリティ対策について

藤沢市情報セキュリティポリシー及び藤沢市コンピュータ管理運営規程を遵守

するとともに、新たに「庁舎入退室管理事務要領」を策定し、個人情報の保護及びセキュリティの安全対策を図る。

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由によりコンピュータ処理について認めるものである。

(1) コンピュータ処理する必要性について

ア 実施機関の説明によると、2006年4月1日からの保健所政令市移行に伴い、保健所庁舎管理及び情報セキュリティの必要から、庁舎内にIDカード読取り装置を設置し、入退室制御及び入退室記録に係る情報をコンピュータ処理によりデータ管理を行うとのことである。

イ 閉庁時の庁舎への入退管理及び庁舎内諸室への入室管理、コンピュータ室等の入退室管理に伴う、入退室者及び入退室時間の記録を保存管理することにより、庁舎管理対策の充実を図り、個人情報の漏えい等の犯罪を未然に防止することができ、また事故や障害が発生した場合には原因を特定し、被害の拡大を防止することができることからコンピュータ処理をする必要性が認められる。

(2) 安全対策について

本業務の処理に当たっては、藤沢市情報セキュリティポリシー及び藤沢市コンピュータ管理運営規程を遵守するとともに、「庁舎入退室管理事務要領」を策定し、個別の実施基準を定め処理するため、安全対策上の措置が施されていると認められる。

以 上

